

## 御嵩町公告契約第21号

条件付き一般競争入札を施行するので、御嵩町契約規則(昭和39年御嵩町規則第7号)第2条及び第3条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年9月14日

御嵩町長 渡邊 公夫

## 1. 条件付き一般競争入札における工事発注表

工事区分	土木一式		
工事番号	御建土 第4改-2号		
工事名	町道中126号線道路拡幅工事		
工事場所	御嵩町中地内		
工事概要	施工延長 L=84.3m 土工 床掘 V=480m <sup>3</sup> 埋戻 V=350m <sup>3</sup> 法面整形 A=30m <sup>2</sup> 残土処理 V=90m <sup>3</sup> ブロック積擁壁工 A=62.2m <sup>2</sup> 排水構造物工(開水路) L=21m、(BOXカルバート) L=6m 舗装工 表層工 A=533m <sup>2</sup> 路盤工 A=539m <sup>2</sup> 防護柵工 L=25m 区画線工 L=200m 撤去工 一式 舗装版切断工 L=18m 舗装版破碎工 A=340m <sup>2</sup> コンクリート取壊し(有筋) V=3m <sup>3</sup> コンクリート取壊し(無筋) V=29m <sup>3</sup> 雑工 一式 樹木伐採 A=290m <sup>2</sup> 上下水道工 一式 仮設工 一式		
工期	契約締結日から令和5年3月24日(金)まで		
提出書類等	1. 入札参加申請書 2. 営業所等の状況調書(営業所等での申請の場合のみ必要)		
予定価格	事後公表	余裕期間設定工事	無
工事内訳書	要	低入札価格調査	有
契約保証金	要	入札保証金	免除
入札方法	電子入札	仮契約	無
契約方法	本契約は原則、電子契約にて行います。 利用サービス:クラウドサイン(弁護士ドットコム株式会社) ※受注者側にてアカウント登録等の作業、利用料等は発生しません。		
入札参加申請書の提出先等	提出先	電子入札システムでの申請又は御嵩町役場総務防災課	
	提出期限	令和4年9月20日(火)午後4時30分まで	
設計図書等の閲覧場所等	閲覧用図書等は準備しておりません。 入札の公告からダウンロードしてご使用ください。		
問い合わせ先 質問書等提出期限	工事発注課 建設課 土木係 0574-67-2111(内線2163)担当:田口 契約担当課 総務防災課 財政係 0574-67-2111(内線2213)担当:米澤 令和4年9月29日(木)正午まで(指定書式)		



## 5 その他

- (1) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止します。また、入札者が一人だけの場合は、入札を中止することがあります。これらの場合における損害は、入札者の負担とします。
- (2) 申請書の提出、設計図書等の閲覧等の手続は、1の工事発注表に定めるそれぞれの期間のうち、日曜日、土曜日、祝日その他役場の休日を除く日の午前9時から午後5時までの取扱いとなります。（電子入札にあつては、電子入札システムによる。）
- (3) 低入札価格調査の基準となる価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行が確保できないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがあります。
- (4) 条件付き一般競争入札の関係様式は、御嵩町役場ホームページの入札情報コーナーからのダウンロードサービスをご利用いただくか、御嵩町役場総務防災課で配布します。

### ※注意事項

- (1) 「町内業者A」とは、御嵩町内に本店を有する者のうち、建設業法第3条第1項の許可を受けてから御嵩町内における営業年数が3年以上あり、かつ、御嵩町競争入札参加資格審査要領（平成16年訓令甲第18号）第7条第1項に規定する名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者をいう。
- (2) 「町内業者B」とは、御嵩町内に従業員を常勤させている営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所であつて、本店以外のものをいう。以下同じ。）を置いている者のうち、建設業法第3条第1項の許可を受けてから御嵩町内における営業年数が3年以上あり、かつ、資格者名簿に登載されている者をいう。
- (3) 「可茂地区業者」とは、可児市、美濃加茂市及び加茂郡内に本店又は営業所を置いている者のうち、建設業法第3条第1項の許可を受けてから、それぞれの市町村における営業年数が3年以上あり、かつ、資格者名簿に登載されている者をいう。
- (4) 「県内業者」とは、岐阜県内に本店又は営業所を置いている者であつて、町内業者及び可茂地区業者以外の者のうち、建設業法第3条第1項の許可を受けてから、岐阜県内における営業年数が3年以上あり、かつ、資格者名簿に登載されている者をいう。
- (5) 「県外業者」とは、岐阜県外に本店又は営業所を置いている者であつて、町内業者及び可茂地区業者及び県内業者以外の者のうち、建設業法第3条第1項の許可を受けてから、岐阜県外における営業年数が3年以上あり、かつ、資格者名簿に登載されている者をいう。